

株式会社 こかげ ケアプラン こかげ

居宅介護支援契約書

第1条（契約の目的）

____様（以下「利用者」という）と株式会社 こかげが営むケアプランこかげ（以下「事業所」という）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
- 3 認定の更新をして、要介護1から5と認定された場合には、契約を継続します。

第3条（介護支援専門員）

- 1 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命します。交代を行った場合には、文書にて通知します。
- 2 サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立にケアマネジメントを行います。
- 3 利用者が安心して指定居宅支援の提供を受けられるよう、事業者は介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、すぐに提示できるようにします。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

- 1 利用者の居宅を訪問し、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。また、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 医療ニーズの高い利用者に対し、医療・介護を切れ目なく提供するという観点から医療と介護の役割分担を明確にし、連携を強化するように努めます。
- 3 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 4 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意

点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- 5 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか、否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 6 その他、居宅サービス計画に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

- 1 利用者およびその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス系計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 4 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更の支援の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介とその他の支援を行います。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画変更を必要と判断した場合は、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定にかかる援助）

- 1 事業者は利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請等を利用者に代わって行います。

第10条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後、2年間は保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第 11 条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は『居宅介護支援事業所重要事項書』の通りです。

第 12 条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。
 - イ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ロ 利用者の要介護認定が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
 - ハ 利用者が死亡した場合

第 13 条（個人情報の保護）

- 1 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への個人情報については利用書及び家族の了解を得るものとする。

第 14 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

第 15 条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時や利用者家族からの提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

第 16 条（相談・苦情）

事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、利用者からの相談または苦情等に対し、円滑かつ迅速に対応します。

第 17 条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良

なる管理者の注意を持って、その業務を行います。

第 18 条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行します。
- 2 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 19 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、利用者の住所を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

年 月 日

【利用者】 住所 千葉県

氏名

㊞

【事業者】 千葉県鎌ヶ谷市北中沢 3-1437-19
株式会社こかげ 代表取締役 笹沼一夫

㊞

【事業所】 千葉県鎌ヶ谷市北中沢 3-4-51 コロニーB5
ケアプランこかげ
(千葉県 第 1272901925号)

居宅介護支援重要事項説明書

(2023年1月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-404-6871 (月～金曜日 9:00～18:00)

担当 笹沼 裕子

◎ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称・所在地

事業所名称 ケアプラン こかげ

所在地 千葉県鎌ヶ谷市北中沢3-4-51 コロニーB5

介護保険指定番号 1272901925

サービスを提供する実施区域 鎌ヶ谷市、松戸市、白井市、柏市、船橋市
市川市

◎上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 2名

(3) 営業日

月曜日から金曜日までとする。休業日は年末年始(12月28日から1月3日まで)、夏季休暇(お盆の3日間)です。

(4) 営業時間

午前9時から午後6時

◎常時24時間電話等により連絡可能な体制を取る。

3 事業の提供方法、内容及び利用料等

事業の提供方法、内容は厚生労働大臣が定める(運営基準減算該当基準)を遵守し、次の通りケアマネジメントに努めます。

(1) 事業の提供方法及び内容

- ① 居宅介護支援の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるように求めます。
- ② 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで、その解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。この場合において介護支援専門員は面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し、

理解を得るように努力します。

- ③ 居宅サービス計画の作成に当たって利用者へ複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を行い、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を行います。説明を行うにあたっては理解が得られるよう文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ます。
 - ④ サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者という）を招集して行う会議をいう。以下同じ）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。ただしやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めます。居宅サービス計画の変更の際しても同様。
 - ⑤ 居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象なるかどうかを区分したうえで当該居宅サービス計画の原案の内容について、利用者その家族に対し説明し、文書により利用者の合意を得ます。居宅サービス計画の変更の際も同様。
 - ⑥ 居宅サービス計画を作成した際には当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付します。居宅サービス計画の変更の際も同様。
 - ⑦ 居宅サービス計画作成後の居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）にあたっては、利用者及びその家族、また指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うものとします。特段の事情がない限り、次に定めるところにより行います。
 - ・ 少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接します。
 - ・ 少なくとも月に1回、モニタリングの結果を記録します。
 - ⑧ 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
 - ・ 要介護認定を受けている利用者が、要介護更新認定を受けた場合
 - ・ 要介護認定を受けている利用者が、要介護状態区分の変更を受けた場合
- (2) 指定居宅介護支援費の算定基準は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

4 通常の事業の実施区域

- (1) 通常の事業の実施区域は鎌ヶ谷市、松戸市、白井市、柏市、船橋市、市川市とします。

(2) 指定居宅介護支援に要した交通費の実費は徴収しません。

5 事故対応時の対応

利用者に対する提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をし、必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。

6 個人情報の保護

個人情報の取扱いにおいて次の通りとします。

(1) 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」および厚生労働大臣が作成した「医療・介護関係事業者に対する個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱います。

(2) 事業者が知りえた利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとします。外部への個人情報利用については利用者及びその家族に了解を得ます。

7 利用の中止

利用の途中にサービスを中止、終了したい場合は、電話または文書にていつでも解約することができます。

8 運営の方針

事業の実施に当たっては、住み慣れた地域で生活し続けることを可能にするために、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

(1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助します。

(2) 事業に実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者ならびにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 医療ニーズの高い利用者に対し、医療・介護を切れ目なく提供するという観点から、医療と介護の役割分担を明確化し、連携を強化するよう努めます。

9 緊急時の対応方法

(1) 利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等、必要ご家族の方に速やかに連絡いたします。

(2) 利用者にとって不利益にならないように、安全確保・事故防止が尊厳を侵害するものにならないように努めます。

10 利用者に対する複数事業所等の説明について

指定介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者などを紹介するよう求めることができることなどにつき説明を行い、ご理解を得られるようにします。なお、利用者から

介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能である。居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者などの選定理由の説明を求めることが可能である。

また、特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合か該当しないことを説明し、サービスの提供を行います。該当した場合は、居宅サービス計画費より減額することを説明いたします。

1 1 その他の運営についての留意事項

- (1) 事業者は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の規定居宅サービス事業者を紹介するように求めることができることにつき説明を行い、理解を得なければならない。
- (2) 事業者は介護支援専門員の質的向上を図るために研修の機会を次の通り、設置するものとし、業務体制を整備します。
 - ① 採用時研修 採用後3か月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- (3) 従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (4) 従業員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるために、従業員でなくなったあとにおいても、これらの秘密を保持するべく従業員との雇用契約内容に含みます。

1 2 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所の利用者相談・苦情担当
担当 介護支援専門員 笹沼 裕子 電話 047-404-6871
- (2) その他
当事業所以外に鎌ヶ谷市の相談苦情窓口でも受け付けています。
 - ① 鎌ヶ谷市 高齢者福祉課 電話 047-445-1380
 - ② 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 043-254-7409

1 3 当事業所の概要

法人名称	株式会社 こかげ
資本金	3,500,000 円
設立	平成 22 年 6 月
所在地	千葉県鎌ヶ谷市北中沢 3-1437-19
電話番号	047-401-1121
代表取締役	笹沼一夫
事業内容	通所介護事業/ 居宅介護支援事業/総合事業第1号事業/ 地方自治体(区市町村)からの介護被保険者認定調査業務の受託

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者及びに家族に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名	株式会社こかげ
所在地	千葉県鎌ヶ谷市北中沢 3 - 1 4 3 7 - 1 9
代表取締役	笹沼一夫 ⑩
事業所名	ケアプラン こかげ
所在地	千葉県鎌ヶ谷市北中沢 3 - 4 - 5 1 コロニーB5
管理者	笹沼裕子

私は、本書面により事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け合意しました。

【利用者】

住所 千葉県

氏名 ⑩

【代理人】

関係

住所

氏名 ⑩

各利用者様

指定居宅介護支援に要する費用簿額の算定に関する基準の一部改正する件について
(附則)

令和6年4月1日より介護保険制度改正に伴い、居宅介護支援費の単位数が下記の通り変更になります。

(居宅介護支援費)

- ① 介護支援専門員取り扱い件数45件未満の場合
要介護1・2 1,086単位 要介護3・4・5 1,411単位
- ② 介護支援専門員取り扱い件数45件以上60件未満の場合。45件以上60件未満の部分のみ適用。
要介護1・2 544単位 要介護3・4・5 704単位
- ③ 介護支援専門員取り扱い件数60件以上の場合、60件以上の部分のみ適用
要介護1・2 326単位 要介護3・4・5 422単位

(地域区分)

国家公務員の地域手当に順じ、地域割りをを行い上乗せ割合が認められています。

4等級(12%) 船橋市

5等級(10%) 松戸市、市川市

6等級(6%) 鎌ヶ谷市、白井市、柏市

※居着介護支援費に地域区分を乗じた金額が利用料となりますが、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。

上記について説明を受けました。

年 月 日

利用者 _____

家族 _____

ケアプラン こかげ
管理者 笹沼裕子

個人情報使用同意書

私（利用者）及び家族に関わる個人情報の保護について下記の通り必要最小限の範囲で
使用することに同意します。

記

【使用目的】

- 1 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担
当者会議及び担当者等との連絡調整において必要な場合
- 2 介護保険施設に入所することに伴う必要最低限の情報の提供
- 3 事故発生時における行政機関への報告等に使用する場合
- 4 法廷研修等の実習生の受け入れに素養する場合

【使用する者の範囲】

提供を受けるすべての担当者等で1の目的に関わる者（以下「関係者」とします）

【使用する期限】

契約書で定める期間

【使用する条件】

- 1 個人情報の使用は、1に記載する目的の範囲内で必要最低限に留めるものとし、提
供に当たっては関係者以外のものに漏れることのないように細心の注意を払うこと
- 2 個人情報を使用した会議においては出席者、議事内容を記録しておくこと

【取扱責任者】

ケアプラン こかげ 管理者 笹沼裕子

以上

ケアプラン こかげ 殿

年 月 日

（利用者）

住所

氏名

㊞

利用者は、心身の状況等において署名できないため利用者本人の意思を確認の上、私が
代わってその署名を代筆しました。

（署名代表者）

関係

住所

氏名

㊞